

訪問販売のトラブルは「お断りステッカー」で対策

2025 年度に士別地区広域消費生活センターで受けた苦情・問合せは 198 件でした。そのうち、訪問販売は 15 件（約 7.6%）で決して多い販売形態ではありませんが、自宅で長い時間を過ごす高齢者は被害に遭いやすい状況です。新聞購読契約や点検商法などに気を付けましょう。

【事例】70 歳代・女性・士別市

訪問販売で、3 か月先の 6 月から半年間の新聞購読契約をした。その 2 日後に、再度勧誘員が来たため、半年間中 4 カ月のみの契約に変更してほしいと要望した。3 か月が過ぎ、今日新聞が投函されたが、自分が以前から購読している A 社ではなく B 社で驚いた。新聞販売店に連絡をすると、「契約書を置いてきている。クーリング・オフ期間は過ぎているため解約には応じられない」と返答された。自分もしっかり社名を確認していなかった落ち度はあるが、勧誘員から B 社とは聞いていない。解約希望。

半年間でも大丈夫です！



消費者庁イラスト集より

【ひとこと助言】

- 訪問販売で契約した場合、「契約書面を受け取った日から 8 日以内」であればクーリング・オフできますが、この期間を過ぎると、原則として契約者が一方的に解約できなくなります。しかし「新聞購読契約に関するガイドライン」において、不適切な契約が行われていた場合や考慮すべき事情がある場合など、購読者にやむを得ない正当な理由があれば解約できることを定めています。
- 【事例】では、当センターが斡旋に入り、販売店と話し合いをしました。契約者が勧誘時の説明をきちんと理解していなかったことや、「訪問販売お断りステッカー」を玄関に貼付していたことから、1 カ月間だけの契約に変更され解決しました。
- 長期の契約では、介護・入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性があります。先の見通せる範囲で慎重に契約するようにしましょう。
- 高額な景品はトラブルの原因にもなることから、受け取らないようにしましょう。

（新聞の景品の上限額：取引価格の 8% または 6 ヶ月分の購読料金 8% いずれか低い金額）
景品につられて契約をしてしまい、解約を申し出たときに販売店から景品の代金を請求されたり、新品を買って返すように言われるケースもあります。おかしいな困ったなと思った時は、下記消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

